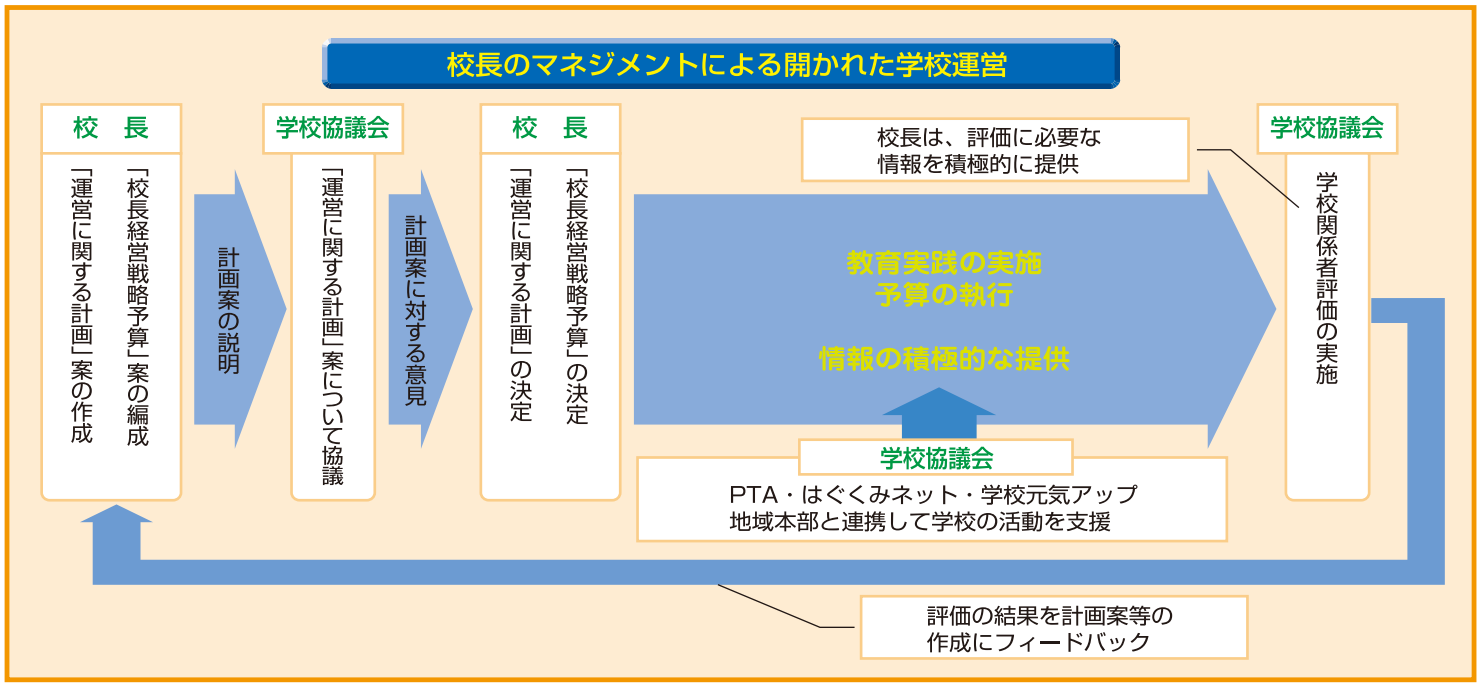

ガバナンス改革

保護者・地域住民に開かれた学校をつくります

・開かれた学校運営

全学校に学校協議会を設置することにより、保護者や地域住民など学校関係者の意向の反映と連携を図り、開かれた学校運営を進めます。

全国調査で明らかになった学力・体力・問題行動等の現状及び取組の成果や課題と対策などの学校情報をホームページで公表するなど、保護者や地域住民に積極的に提供し、説明責任を果たします。

学校協議会の会議の様子

保護者・地域住民による学校における教育活動のサポートの充実を図ります

・学校選択制など、子どもや保護者の意向を踏まえた入学・通学すべき学校の指定

区の実情に応じて、学校選択制や指定外就学の基準拡大など新たな就学校指定の制度を構築し、子どもや保護者の選択機会の拡大を図ります。

学校選択制とは

入学したい学校について、子どもや保護者の希望を聴き、学校が受け入れ可能な人数の範囲内であれば、その希望を尊重して入学する学校を決める制度です。

学校選択のタイプ

・学校選択制を導入する場合、下記のタイプ等から決定することとなります。

自由選択制	・当該市町村（区）内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	・当該市町村（区）内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	・隣接する校区内の希望する学校に就学を認めるもの

★お住まいの校区（地元）の学校を希望する場合は、必ず入学できます。
★学校選択制の導入にあたっては、区の実情に合わせて区ごとに対応いたします。